

令和7年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する「ふくしま若者Uターン促進プロジェクト」事業に係る業務を円滑かつ効率的に行うための必要事項を記載したものであり、乙は、本仕様書に従い業務を遂行すること。

2 業務の目的

進学や就職などを契機に県外に転出した首都圏在住の本県出身者のうち、25～35歳をメインターゲット※に、都内で大規模交流イベントや、大規模交流イベント後にイベント参加者を主な対象としたフォローアップイベント等を開催することで、改めて本県と関わる機会や同世代とつながる機会を提供し、将来的なUターンを促進することを目的とする。

※転職や結婚・子育て等のライフステージを考える25～35歳の層を設定

※上記以外の20代前半等の参加を妨げるものではない。

3 委託業務の概要

(1) イベントへの参加者募集

(2)及び(3)のイベントへの集客を行う。

(2) 都内での大規模交流イベントの開催

本県出身者が福島の魅力を再認識し、参加者同士のつながりを創出することを目的として、都内で大規模交流イベントを開催する。

(3) (2)の参加者を対象としたフォローアップイベントの実施

主に大規模交流イベントの参加者を対象に、本県との関わりを更に深める機会を提供することを目的として、フォローアップイベントを開催する。

(4) オンラインコミュニティの運用

チャットツール「slack」を活用したオンラインコミュニティ「ZUTTO ふくしま」の運用を行い、定期的な情報発信など参加者との継続的な関係性の構築を図る。

4 委託業務の内容

(1) 参加者募集

ア LP（ランディングページ）の作成・申込み情報の管理

・本イベントに関連する情報発信や参加申込等を行うことができるLPを開設し、イベントへの集客を行う。

なお、デザインは、甲と協議の上、ターゲットに大規模交流イベント等の内容や魅力を訴求する内容とする。

・LPには、申込フォーム等を備え付け、オンラインからの申込みを可能とする。申込みにあたっては、事前決済制とするなど、ターゲットに即した手法を用いること。なお、具体的な申込項目や内容、決済方法については、甲乙協議の上、決定する。

・LP作成のほか、SNSでの発信など効果的な発信方法がある場合には、甲乙協議のうえ実施する。

イ 参加者募集

- ・ターゲット層を絞り込み、LPへの誘導・申し込みにつなげることを目的に、想定する参加者数を確保できるよう効果的なWEB広告を実施する。（SNS広告、Google広告等）
- ・イベントの内容が伝わる募集チラシ及びポスターを作成する。なお、規格や枚数、掲示場所等については、甲乙協議の上、決定する。
- ・ターゲット層へのアプローチとして、特にお盆等の帰省時期に合わせた効果的な広報について提案、甲乙協議のうえ実施の可否を判断する。
例) 県内主要駅（福島駅他）でのポスター掲出、帰省した若者が集うイベントでの周知等
- ・甲では、主に以下の広報を実施するので、乙は甲とともに効果的な発信を行う。
 - 県の広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等）を活用した周知
 - 県庁・県内企業等若手職員・社員の口コミによるターゲット層への訴求
 - 都内又は県内で開催される他イベントへの参加・出展によるPR
 - 市町村の広報媒体（広報誌等）を活用した周知
 - ポスター及びチラシを活用した広報（移住相談窓口での配架、移住相談登録者への送付、首都圏での移住関連イベントでの配布等）
- ・上記を踏まえ、大規模交流イベントで想定する参加者数を確保できるよう、具体的かつ効果的な集客計画を提案すること。
- ・その他、令和6年度実施イベントの参加者への周知や、1人でも参加しやすい仕掛けづくりを行うなど、参加者確保に向けて独自性のある内容とすること。

(2) 都内での大規模交流イベントの開催

ア イベント名

- ・「ただいま、ふくしま。2025 in 東京」とする。

イ 開催日時

令和7年9月下旬～10月初旬の土曜日又は日曜日の午後に開催する。
詳細については、甲乙協議の上で決定する。

ウ 会場

- ・ターゲットを想定し、アクセスの良さ、雰囲気、スペースの広さ、参加者数を考慮した会場とする。なお、会場の使用及び連絡調整等の手続きは、乙が行う。
- ・イ 開催日時の条件を満たす日時で予約状況を確認し、提案すること。

エ 対象者

- ・首都圏在住の本県出身者のうち、25～35歳をメインターゲットとする。それ以外の者について参加を妨げるものではないが、具体については都度甲乙協議のうえ決定する。

オ 集客目標

- ・200名程度

カ 参加費

- ・参加者から一定の参加費を徴収する。金額及び徴収方法は、乙の提案により甲が決定する。

キ イベントの企画・運営等

- ・次の内容を踏まえたイベントの企画立案から当日の運営、事前及び事後における広報まで甲と協議の上で実施する。

【福島県の魅力を伝え、参加者同士の交流を深める機会の提供】

参加者が本県の魅力等を再認識することを目的に、気軽に参加し、参加者同士で交流できるようにする。また、単なる交流イベントとならないよう、本県での仕事や暮らしなど将来的なUターンを具体的にイメージできるようなコンテンツも盛り込むこと。なお、飲食物の提供にあたっては、乙において会場管理者及び行政機関等へ必要な調整・事務手続を行う。

《例》

*Uターン経験者を交えたトークセッションの開催

ターゲット層と年齢の近いUターン経験者等を通じて、福島での暮らしや福島の最新情報をインプットしてもらう。

*福島の食の実食・実飲

福島の食の魅力を再認識してもらうため、福島を代表するものや懐かしいのもの等、ターゲットに合った内容とする。

*参加者同士の交流を促す催し（例. 県産品が当たるクイズ大会や抽選会等）

参加者同士が気軽に交流するきっかけとなるコンテンツとしたり、仕掛けを行う。

*仕事や暮らしに関するコンテンツ

本格的にUターンを検討している層に向けたコンテンツとして、本県での仕事や暮らし全般に関する情報、Uターンに関する情報を得ることができるコンテンツを設ける。なお、実施の場合は、必要に応じて甲が指定する関係部局との連携を行う。

- ・上記の他に、大規模交流イベントの参加者が、福島県の魅力を再認識し、参加者同士の交流を深めるために効果的なイベントの企画・運営方法について、甲に提案し、実行する。
- ・子連れの参加者を想定し、会場内又は会場近くに臨時の託児所を設置すること。

ク 効果測定

- ・大規模交流イベントの参加者に対して、アンケートを実施し、イベントの満足度や課題、イベント参加を契機としたUターンに対する意識の高まり等を把握し、コミュニティの効果的な運用に生かすこと。

(3) 大規模交流イベント後のフォローアップイベントの開催

ア 内容

- ・(2)のイベント後、Uターンに向けた本格的な検討や行動変容のきっかけとなるようなフォローアップのイベントを開催する。内容は、テーマ性を持たせた交流イベントなど、Uターンに向けて、より効果的なフォローアップとなるような手法・進め方とすること。詳細については、甲乙協議の上で決定する。

なお、令和6年度は、以下のテーマ毎にゲストや参加者同士での交流を行う小規模イベントを4回開催した。

- 1) 関係人口
- 2) 趣味・ライフスタイル
- 3) しごと

4) カルチャー

- ・テーマに応じ、県関係部局と連携して開催する場合は、イベントの主旨を意識し、開催効果の最大化に努めるものとする。

イ 開催日

- ・大規模交流イベントの後、10月～1月の間に4回程度開催する。
具体的な開催日時・回数については、より多くの参加者が得られるよう甲乙協議の上、決定する。

ウ 会場

- ・ターゲットを想定し、アクセスの良さ、雰囲気、スペースの広さ、集客目標を考慮した会場とする。
- ・より参加しやすい雰囲気とするため、軽食等の提供を行うことも可能とする。なお、飲食物を提供する場合は、乙において会場管理者及び行政機関等へ必要な調整・事務手続きを行う。
- ・会場の使用・連絡調整等の手続きは、乙が行う。

エ 対象者

- ・主に大規模交流会イベントの参加者を対象とする。ただし、それ以外の者の参加を妨げるものではなく、具体については、都度、甲乙協議の上、決定する。

オ 集客目標

- ・60名程度（1回につき15名を想定）

カ 参加費

- ・甲と乙が協議し決定する。

キ イベントの企画・運営等

- ・乙は、イベントの企画立案から当日の運営、事前及び事後における広報までを甲と協議の上で実施することとし、ターゲット層のニーズを踏まえ、効果的かつ具体的なものとする。
- ・ゲストの選定やイベントの実施にあたって、県関係部局との調整が必要な場合は、甲が行う。県関係部局との連携にあたっては、将来的なUターンに向けて効果的な取り組みとなるよう努めること。

ク 効果測定

- ・参加者に対して、アンケートを実施し、イベントの満足度やイベント参加を契機としたUターンに対する意識の高まり等を把握し、コミュニティの効果的な運用に生かすこと。

(4) 本県出身者のコミュニティ運用

ア 目的

- ・(2)及び(3)の参加者を主に対象に、継続して本県と関わることができるコミュニティを形成し、参加者とのつながりを維持し、かつ、参加者同士での情報交換を後押しするよう、コミュニティの運用を行う。

イ 実施方法

- ・チャットツール「slack」を活用したオンラインコミュニティ「ZUTTO ふくしま」の運用を行う。コミュニティの活性化を目的として、定期的な情報発信や企画、交流会等を行う。効果的な運用に係る企画や運営体制、実施スケジュールを提案する。

【参考】ZUTTO ふくしま（参加者165名 令和6年12月末時点）

<https://www.fukushima-uturn-event.com/zutto-fukushima/>

5 業務体制・著作権

(1) 業務体制

ア 乙は、本業務に関わる責任者及び担当者について、事業開始前に書面にて甲に報告すること。また、本業務の趣旨及び内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識や能力、経験を有する要員を配置すること。

イ 乙は、工程管理を徹底するため、甲との打合せを定期的実施すること。
実施頻度については、甲と協議の上で決定する。

ウ 仕様に定めのない疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。ただし、仕様に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

ア 本業務により製作される成果物の著作権について、乙は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

イ 印刷物、看板、サイン等において使用する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は避けること。

6 実績報告書等の提出

甲が定める期限までに、以下の項目を主な内容とした事業実施報告書を甲へ提出する。

- (1) イベントの実施内容
- (2) プロモーション・参加者募集の実績
- (3) 制作物一覧
- (4) 参加者アンケート集計結果
- (5) 参加者の氏名・連絡先等の情報一覧
- (6) 経費の収支内訳等
- (7) 記録写真（会場内風景、各ステージ、各出展者等）、録音・録画記録媒体
- (8) その他、甲が必要と認める項目

7 委託料に含まれる経費

- ・委託料には、上記に掲げる業務の実施に係る一切の費用を含むものとする。